規 則

期 末手当 及び 勤勉手当に関する規 劐 \mathcal{O} ___ 部を改正 する 規 則 をここに 公布す る。

和 五. 年三月二十 匹 日

玉県 人 事委員会委員 長 池 本 司

埼 玉 県 人事委員 (会規則 七 一〇六五

期末手当及 び勤勉手当に 関する規則 \mathcal{O} _ 部 を改正 す る 規 則

次 0 ように 末手当及び勤勉手当に関する規則 改正する。 (埼玉県人事委員会規則七 九三 \mathcal{O} 部

短時間勤務 時 を「法第二十二条の に \mathcal{O} 六第一 · 改め、 間勤務職員」 第三条第二号 \neg 項若しく 職員」に改め 以 に改め、 下 中 「再任 「第二十 は第二項」 四第 る。 用 一項」 同条第三号中 職員」という。 八条 を に、 「第二十二条の \mathcal{O} 兀 「再任 第 「再任用短時間勤務職員」 項、)」を削り、 用短時間 第二十 四第一項 勤務 八条の五第一 又は第二十二条の五第 職員」 「法第二十八条の五 を を「定年前再任用 項 「定年前再任 又は第二十 第一 用短 八

員」に改め、 一号を加える。 六条第二項第一 五条中「再任用短時 同 項中第七 号 中 間勤務 号を第八号とし、 「再任用短時間勤務職員」を 職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第六号を第七号とし、 「定年前再任用短 第五号の 時間 次に 勤務職 次 \mathcal{O}

六 な か 法第二十六条 つた 期間 に 0 \mathcal{O} 三 1 ては 第 _ 項 その二分 \mathcal{O} 規定によ \mathcal{O} る高齢者部 \mathcal{O} 期 間 分 休 業の 承認を受け て 勤 務 L

第十二条第二項に 次 \mathcal{O} 一号を 加える。

十三 しな カン 法 つた 第二十六条 期間 \mathcal{O} 三第一 項 0 規定 に ょ る 高 齢 者 部 分 休 業 \mathcal{O} 承 認を受け 7 勤

百以下」 を 「百 十四条中 を「百 分の二百」に、 「再任用 分 \mathcal{O} 九 飛員」 +五以下」 「百分の二百五十」 を「定年前再 に、 百百 分 任用短時 \mathcal{O} を 百二十」 百百 間 分の二百四 勤 務 を 職員」 云百 分 + に、 の百 に、 十 五 「百分の二百 「百分の 改

X

則

る。

(施行 期 日

1 \mathcal{O} 規則は 令 和 Ŧī. 年 兀 月 __ 日 カュ 5 施行

(経過措 置)

2 号。 ら 暫定 \mathcal{O} 規定を令 下 再 任用 令 和三年 職 和三年改 員 (地 改 正法 正 方 公務 法 附 員 則 法 第 11 う。 九 \mathcal{O} 条第三項 部 附 を 改正す 則 \mathcal{O} 第四 規定に 条第 る法 ょ 律 項若 り読 **令** み 和 三年法 替え は て適用 第二項 律第 六十三 する場

六条の とい 場合を含む。 法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務 第二十二条の四第一項又は第二十二条の 合を含む。 再任用短時間勤務職員」 う。 5 う。 \mathcal{O} 以下同じ。)で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。 規定を適用する。 規定を令和三年改正法)第二十二条の四第一項に \smile 又は 第五条第一項若 第七条第 という。 附 _ 項 若 則 しくは第三項、 $\overline{}$ 第 とみな 規定する短時間勤務 しくは第三項 九 条第三項 五第一 じて、 \mathcal{O} 項の規定に \mathcal{O} 第六条第一 の規定に 職を占めるもの 改正後の第三条、 規定によ の職を占めるも より採 項 若 ょ り 読 り 採 4 用 (以 下 用された職員で 替えて適用 くは第二項 第五条及び第 された職員を 以下「法」 - 「定年前 のは、法 する

3 の規定を適用する。 暫定再任用職員は、 定年前再任用短時 間勤務職員とみなして、 改正後の 第十四